

○川村寛範 (N E D O)

1. はじめに

近年、知的財産の取引が活発化、多様化している中で、我が国の産業競争力の観点から知的財産権政策の強化が叫ばれているところである。N E D O は昭和 55 年の設立以来、新エネルギー及び産業技術の各分野において民間企業及び大学等への委託研究を通じて様々な分野における研究開発を実施してきており、現在までに N E D O が取得した特許権等の技術的成果は、1 万件以上に達する。一方、平成 11 年 10 月以降、産業活力再生特別措置法の施行を受け、N E D O 委託研究に係る特許権等については、その全部を受託者に帰属させる「日本版バイドール条項」の適用を開始した。本論文では、現在までに N E D O が取得してきた特許等の状況を示すとともに、平成 11 年 10 月以降、日本版バイドール条項を適用した委託研究開発の特許等取得状況、研究成果の自己活用状況及び知的財産権のライセンス・譲渡状況について考察を行った。

2. N E D O 所有特許の現状

昭和 55 年度以降、現在までに N E D O が特許出願を行った件数は、累計で 16,000 件、特許登録された件数は累計で約 4,800 件に上る。図 1 に平成元年度から平成 14 年度までの N E D O 研究開発関連予算額推移を、図 2 に年度別特許出願件数推移及び図 3 に年度別特許登録数推移を示す。平成元年以降 N E D O 研究開発予算額は年々増加傾向にあり、近年、新エネルギー及び産業技術関連予算合計額は毎年およそ 2,500 億円程度となっている。特許出願数も平成 12 年度を頂点と

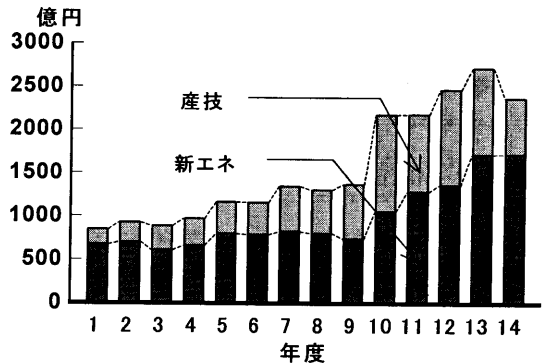


図 1 研究開発関連予算額推移

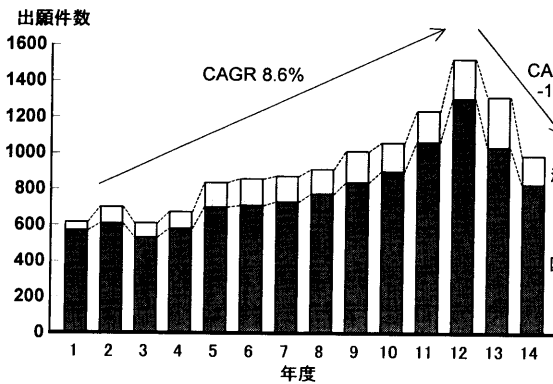


図 2 年度別特許出願件数

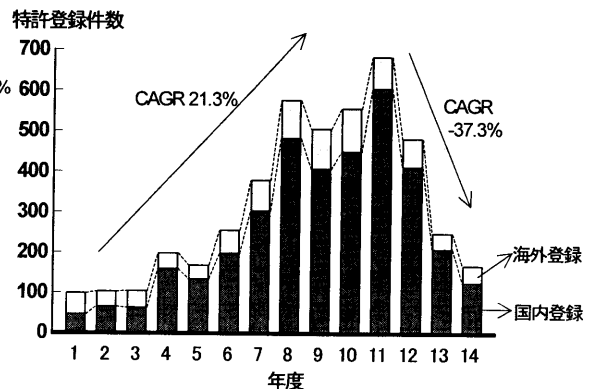


図 3 年度別特許登録件数

して、年率平均 8.6%で増加しており、特許登録数も平成 11 年を頂点として年率平均 20%以上で大きく増加している。また特許出願件数、登録件数いずれにおいても、それぞれ平成 12 年度、平成 11 年度以降急激に減少しているが、これは後で述べる日本版バイドール条項の適用により特許権等についてその全部を受託者に帰属することとした結果生じた影響によるものと考えられる。またこれらの NEDO 所有特許等による実施料収入は、平成 14 年度実績で約 4,500 万円となっている。

3. 日本版バイドール条項適用による受託先特許取得状況

3-1 日本版バイドール条項適用の背景

米国では 1980 年に政府資金による研究開発から生じた発明についてその事業化を促進するために、政府資金による研究開発から生じた特許権等を民間企業等に帰属させることを骨子とした「バイ・ドール法」を成立させた。これにより、企業等による技術開発が加速され、新たなベンチャー企業が生まれるなど、米国産業の競争力向上に大きく寄与したと言われている。これを受け、我が国においても、国等の委託研究に係る特許権等を受託者に全部帰属させることができる旨を定めた「産業活力再生特別措置法」が平成 11 年 10 月に施行された。NEDO においても研究活動の活性化、研究成果の効率的な活用を目指し、受託先が以下の 3 条件を承諾した場合には、特許権等を受託者に全部帰属させることとしている。[1]

- ① 研究成果を遅滞なく報告すること
- ② 日本国政府の要請に応じて、NEDO が公共の利益のために特に必要があるとして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を NEDO に許諾すること
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ当該知的財産権を相当期間活用しないことについて正当な理由が認められない場合において、日本国政府の要請に応じて、NEDO が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること

3-2 特許出願状況について

バイドール条項を適用したプロジェクト別契約件数は平成 14 年度までに全体で 1,028 件に上っている。これらのバイドール条項を適用した受託先における特許出願数は、国内 4,776 件、国外 1,083 件の合計 5,859 件であり、1 プロジェクトあたり、平均して約 5.7 件の特許出願が行われている。またバイドール条項適用の主目的は、研究活動の活性化、研究成果の事業化を促進することであり、同時に民間企業及びその研究者自身の開発意欲を増大させることにもあることから、バイドール条項適用前とバイドール条項適用後において、特許出願件数にどのような変化が見られるかどうかについては興味のあるところである。

バイドール条項適用前及びバイドール条項適用後における研究開発予算額あたりの特許出願件数の関係を図 4 に示す。今回は、バイドール条項適用前後においてその差はほとんど見られなかったが、平成 14 年度予算に対してその成果としての特許出願件数が本調査時に加味されていない可能性があることを考慮すると、バイドール適用後の特許出願率は、バイドール条項適用前の値を上回る可能性が高い。特許出願件数以外にもバイドール条項適用後に民間企業等の研究開発現場においてどのような変化が生じてい

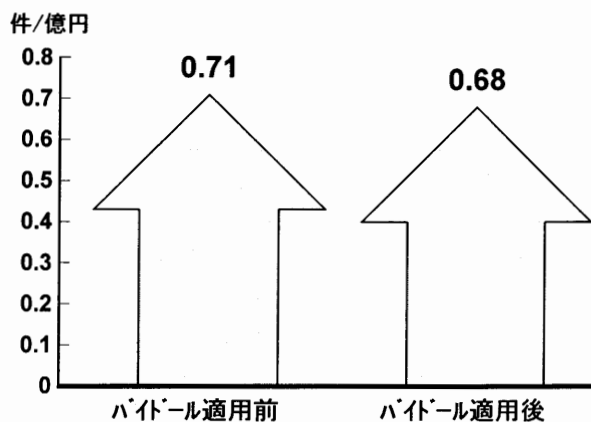


図 4 予算額あたりの特許出願件数
(バイドール適用前後)

るかについては今後さらに調査を続けていく必要があると考えている。

また、NEDOにおける委託研究においてバイドール条項の適用を始めて以来、バイドール条項を適用しなかったケースは、上記 1,028 件のうちわずか 2 件のみであり、殆ど全ての受託者がバイドール条項を適用している。

バイドール条項を適用した受託先における特許出願件数 5,859 件の内、NEDO 担当部室別上位 5 部室及び上位 5 部室のうち特に特許出願数の多いプロジェクトを表 1 に示す。

表 1 特許出願件数上位部室及びプロジェクト名 (バイドール条項適用分)

NEDO 部室	特許出願件数	割合 (%)	プロジェクト名 (特許出願件数)
電子	952	16	ナノメータ制御光ディスクシステム (216) 超先端電子技術開発促進事業 (125)
ナノ	678	12	シナジーセラミックス (107) 高効率電光変換化合物半導体開発 (102)
新電力	712	12	超低損失電力素子技術開発 (262) 超電導応用基盤技術研究開発 (162)
環境	576	10	環境調和型金属系素材回生利用基盤技術研究開発 (131) 非鉄金属系素材リサイクル促進技術研究開発 (52)
太陽	485	8	太陽光発電システム実用化技術開発 (252) 先進太陽電池技術研究開発 (101)

3-3 研究成果の自己活用及びライセンス・譲渡

バイドール条項を適用したプロジェクト別件数 1,028 件における現在の「研究成果の自己活用状況」及び「知的財産のライセンス・譲渡状況」についてそれぞれ図 5、図 6 に示す。

「研究成果の自己活用状況」については、既に「生産・販売を実施」しているものが全体の 7%、生産・販売までには至らないまでも「事業計画」がすでに存在するものが全体の 27% に上っており、合計 34% のプロジェクトにおいて NEDO 委託研究終了後或いは継続中のものについて研究開発成果の自己活用が図られている。

また、「知的財産のライセンス・譲渡状況」については、「ライセンス・譲渡済 (生産・販売を実施)」が全体の 1%、「ライセンス・譲渡有」が全体の 2% となっており、ライセンス或いは譲渡を既に実施しているものは全体の約 3% となっている。ライセンス及び譲渡については、バイドール条項適用後まだ時間があまり経っていないことから今後継続して調査を行い、その状況について確認をしていくことが必要であると考えている。

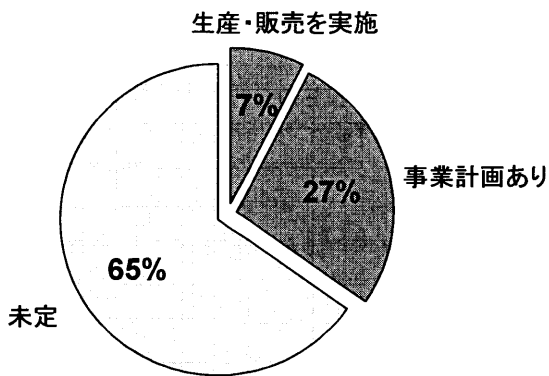


図5 研究成果の自己活用状況

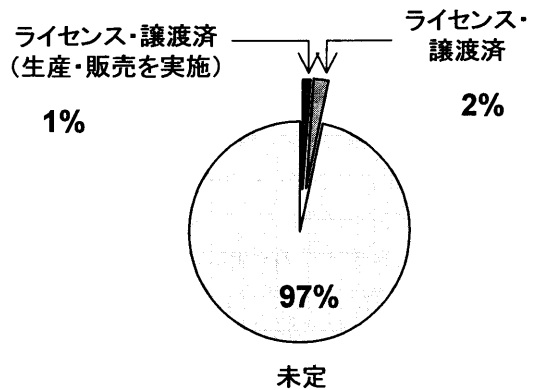


図6 知的財産権のライセンス・譲渡状況

4. 結言

近年、我が国の産業競争力強化の観点から、知的創造サイクルを円滑に機能させるため、知的財産に関する我が国としての戦略が極めて重要となってきている。平成14年2月には内閣において知的財産戦略会議が設置され、同年7月には知的財産戦略大綱策定、11月には知的財産基本法案が成立したところであり、知的財産戦略に関して政府内において各種検討が積極的に進められてきたところである。

[2][3]

NEDOが実施する委託研究開発においても平成11年10月から日本版バイドール条項の適用を開始しており、着実にその成果が出ているものと期待している。今後さらにその活用状況について調査を行うことによりその実態を明らかにすると共に、NEDOとして受託先が成果を上げるための各種制度・手続きの改善についても継続的に検討を続けていきたい。

[参考文献]

- [1] 知的財産マネジメント、朝日監査法人、東洋経済新報社
- [2] 知的財産戦略大綱、知的財産戦略会議
- [3] 経済産業ジャーナル6月号、2002、財団法人経済産業調査会